

准看護師免許申請について（新規）

准看護師の試験に合格しましたら、速やかに免許申請を行ってください。有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、都道府県で管理する有資格者の「籍」に登録されることが必要です。

※免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象になります。

なお、本用紙には免許取得後の手続の御案内もありますので、各自保管しておいてください。

1 免許（新規登録）申請時における、申請者の住所地の都道府県知事が免許権限者になります。

（免許権限者：免許を与え、「籍」の管理と免許証の交付をする者）

※ 免許（新規登録）申請時の都道府県知事が、その後も引き続き准看護師の「籍」を管理します。

2 籍の登録事項（保健師助産師看護師法施行令第2条第2項）

- ① 登録番号、登録年月日
- ② 本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、氏名、生年月日、性別
- ③ 准看護師試験合格の年月、試験施行地都道府県名
- ④ 保健師助産師看護師法第14条第2項の規定による処分に関する事項
- ⑤ 保健師助産師看護師法第15条の2第4項に規定する准看護師再教育研修を修了した旨
- ⑥ その他厚生労働大臣の定める事項

3 新規免許申請の手続について

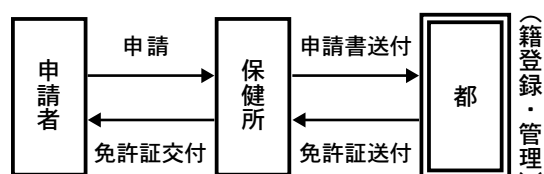
申請に当たっての必要書類及び書き方等については、「診断書」の裏面に記載していますので、次の留意点と併せて熟読し誤りのないようにしてください。

また、別添の「准看護師免許申請書記入例及びチェック項目」も御活用ください。

【新規免許申請時の提出書類】※住所地を管轄する保健所へ提出してください。

- | | | |
|---|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 申請等控兼事務連絡票（以下「連絡票」といいます。）② 准看護師免許申請書（以下「申請書」といいます。）③ 診断書④ 准看護師試験合格証書写し（診断書裏面1(3)参照）⑤ 戸籍抄（謄）本又は住民票（外国籍の方は、住民票）⑥ 登録済証明書（はがき）（希望する場合）⑦ 手数料（現金6,400円） | } | <p>①～⑤の順にそろえ、
左側のホチキス位置で
止める。
⑥は「診断書」裏にク
リップで止める。</p> |
|---|---|---|

<免許証交付までの流れ>



<新規免許申請時の留意点>

- ① 連絡票は、東京都内の保健所で申請する場合にのみ使用します。
- ② 連絡票及び申請書に記入する氏名は、添付する戸籍抄（謄）本又は住民票（外国籍の方は、住民票）に記載されているとおりに、正確に記入してください。
- ③ 連絡票及び申請書に記入する住所は、同一にしてください。
- ④ 診断書は、発行日から1か月以内のものを、戸籍抄（謄）本又は住民票（外国籍の方は、住民票）は、発行日から6か月以内のものを添付してください。

- ⑤ 免許登録後、免許証の交付まで期間を要するので、希望する方には登録済証明書を発行します。登録済証明書の発行を希望する場合は、所定の登録済証明書用郵便はがきの表面に確実に届く受取先の住所及び氏名を記入し、裏面は氏名欄のみ記入の上、切手を貼り、診断書裏面の所定の位置に「クリップ」で止めてください。通常はがき利用の場合は、裏面は白紙のままにしてください。また、申請後に転居した場合、郵便局に転居届を提出し郵便物が転送されるようにしてください。
- ⑥ 書類に不備があると籍の登録が遅れます。不備がある場合には電話で連絡をしますので、連絡先には確実に連絡がとれる電話番号を必ず記入してください（勤務先に内線がある場合は、内線番号も記入してください。）。
- ⑦ 外国籍の方で住民票をお持ちでない場合は、申請する保健所に御相談ください。

4 免許証受領後の留意点

- ① 免許証は、申請した保健所を通じて交付します。
- ② 免許証の交付を受けたら、免許証に記載されている文字等に間違いがないかを確認してください。誤記がありましたら、速やかに交付した保健所窓口申し出てください。ただし、氏名については、俗字・略字を正字に置き換える場合があります。（氏名の記載については、下記参照）
- ③ 免許証は、紛失等しないようにしてください。万一、再交付を必要とする場合に備えて、登録番号や登録年月日、交付年月日等を控えるなどし、免許証とは別に保管しておいてください。

5 籍訂正・書換え及び再交付申請等の手続について

籍訂正、再交付等の申請は、就業地（就業していない場合は住所地）を管轄する保健所（又は道府県）で行ってください。免許証は申請した保健所（又は道府県）を通じて交付します。

※ 手続の際は、事前に保健所にお問い合わせください。

申請内容等	手続	手数料等（注）
【籍訂正・書換え申請】 ・婚姻、転籍等で本籍、氏名等に変更が生じた場合	・ <u>30日以内</u> に申請しなければなりません。 ・登録の籍を訂正し、免許証を変更後の本籍、氏名に書き換えて交付します。	<東京都の場合> 4,300円（現金）
【再交付申請】 ・免許証を亡失又は損傷した場合	・随時申請することができます。 ・籍に登録されている事項による免許証を再度交付します。	<東京都の場合> 5,000円（現金）
【免許証返納】 ・亡失した免許証を発見した時や免許の取消処分を受けた時	・旧免許証を <u>5日以内</u> に返納しなければなりません。	
【籍登録抹消申請】 ・准看護師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた時	・戸籍法による届出義務者は、 <u>30日以内</u> に籍の登録の抹消を申請しなければなりません。	

（注）各道府県で手数料が異なります。

※ 氏名の記載について

- (1) 氏名欄は戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。籍登録は戸籍抄（謄）本に記載されている文字で登録を行います。免許証は俗字・略字については正字に置き換えて印字しますので、あらかじめ御了承ください。

印字できない漢字の例（→は置き換え後の漢字）

** → **、古 → 古、廣 → 廣、片 → 片、角 → 角、面 → 西、原 → 原、脇 → 脇

- (2) 外国籍の方で、住民票の氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む。）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。

※登録番号	
※登録年月日	

准看護師免許申請書

年 月施行	都道府県	試験合格	受験番号 第 号
-------	------	------	----------

1から4までの有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)

有・無 _____

2 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無(有の場合、違反の事実及び年月日)

有・無 _____

3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無(有の場合、出願時の本籍又は氏名)

有・無 _____

4 旧姓併記の希望の有無

有・無

上記により、准看護師免許を申請します。

_____年_____月_____日

本 籍 (国籍)	都道府県
-------------	------

住 所	
電 話 番 号	()

ふりがな	(姓)	(名)	印
氏 名			
	(旧姓)		
通 称 名			

生 年 月 日	昭和 平成 西暦	年	月	日
---------	----------------	---	---	---

東京都知事殿

(注意) 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記入してください。

※東京都受付印	※ 保 健 所 受 付 印 等

新様式への記載方法について（見本）

新規申請で旧姓併記を希望する場合

※登録番号

※登録年月日

記載不要

准看護師免許申請書

〇〇年 〇月施行	東京 都道府県	試験合格	受験番号	第 〇〇〇 号
----------	---------	------	------	---------

1から4までの有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)

有 無

2 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無(有の場合、違反の事実及び年月日)

有 無

3 出願後の本籍又は氏名の変更の有無(有の場合、出願時の本籍又は氏名)

有 無

4 旧姓併記の希望の有無

有 無

上記により、准看護師免許を申請します。

令和〇年 〇月 〇日

本 籍 (国籍)	神奈川	都道府県
-------------	-----	------

住 所	東京都立川市柴崎町〇-〇-〇
電 話 番 号	〇 4 2 (5 1 2) 3 4 5 6

ふりがな	(姓) あらた	(名) きょうこ	印
氏 名	新	京子	新
	(旧姓) 古		
通 称 名			

生 年 月 日	昭和 平成 西暦	〇年 〇月 〇日
---------	----------------	----------

東京都知事殿

(注意) 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記入してください。

※東京都受付印	※保健所受付印等